

12 2015

December



Nabeshima Labor Management



◆平成27年12月1日からストレスチェック制度がスタート！◆

7月号でご案内しました、労働安全衛生法の改正によるストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）制度が12月1日よりスタートしました。では、実際の会社の対応について見ていきましょう。

◆ストレスチェックを行う目的と対象事業者

実施する目的は、労働者自身のストレスへの気づきを促したり、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることです。精神疾患等の発見を一義的な目的としたものではありません。

対象となるのは、常時50人以上の労働者を使用する事業場です。法的には企業単位ではありませんが、例えば、該当する本店のみ実施して、該当しない支店では行わないような方法は望ましくはありません。

①ストレスチェックの実施体制の整備 → 事業者の役割

- ・衛生委員会等においてストレスチェック制度の実施に関する事項について調査審議させること
- ・ストレスチェック制度の実施に関する規程を定め、あらかじめ労働者に周知すること

※ストレスチェックは労働者においては受検が強制でない旨を周知することが重要です。

解雇・昇進・異動等に関して直接の権限を持つ監督的地位にある方は、ストレスチェックの実施事務に従事することはできません。

②ストレスチェックの実施

具体的なストレスチェック項目 → 次の3領域を含む必要があります。

対象となる労働者の範囲

- I. 仕事のストレス要因
II. 心身のストレス反応
III. 周囲のサポート

- ・点数化して評価し高ストレス者を選定
・医師による面接指導の要否を確認

一般定期健康診断の対象者と同様です。

実務

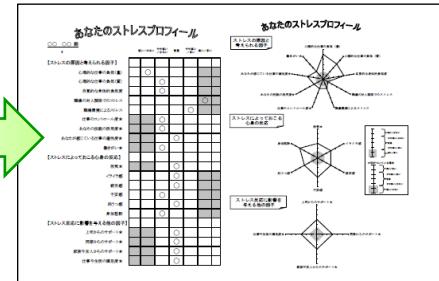
- ◆給与明細等にて実施案内し、申し出た人が周囲に分からぬよう環境を作ってください。
- ◆外部委託し、一般定期健康診断と同時に実施する場合は、健診費用に一人あたり600～1,000円の加算が予定されています。また、以下の点に留意してください。
 - ①ストレスチェックの受検は義務でないこと
 - ②検査結果は本人に通知し、本人の同意なく事業者に通知できないこと
 - ③ストレスチェックの調査票と健康診断の問診票を別にする等の措置等が必要なこと

③ストレスチェック結果の通知とその後の対応

結果は、実施者又は実施事務従事者から遅滞なく本人に通知します。
なお、次のI～IIIについては必ず通知しなければなりません。

- I. 個人のストレスプロフィール
II. ストレスの程度（高ストレスに該当するかの評価結果）
III. 面接指導の対象者か否かの判定結果（面接指導の申出窓口の通知）

例



該当者からの申出

医師による面接指導

- ・労働者の勤務状況
- ・労働者の心理的な負担の状況等

医師の意見聴取

事業者は、就業上の措置の必要性等について医師の意見を聞く

就業上の措置の実施

事業者は、医師の意見を勘案し、就業場所の変更・労働時間の短縮等の措置を講じなければならない

④結果の記録 → 事業者の保管義務

労働者の同意により事業所に提供されたストレスチェック結果・面接指導の結果の記録 ⇒ 5年間保存

⑤結果の報告

時時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、1 年以内ごとに 1 回、『心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書』を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

Q1. 実施義務の対象である「時時 50 人以上」とは、どこまで含めてカウントしますか？

A. 繼続して雇用し、常態として使用していれば、週 1 回勤務のようなアルバイト等も含みます。契約期間や所定労働時間とともに判断するものではありません。

Q2. ストレスチェックや面接指導を受けるのに要した時間に対して賃金の支払義務はありますか？

A. 一般的な健康診断と同様に、賃金を支払うことが望ましいとされていますが、義務ではありません。

Q3. ストレスチェックの結果を事業者へ提供するための同意を取る場合、同意はいつ取るのですか？

A. 労働者本人にストレスチェック結果を通知した後でなければ同意を取得してはいけません。

◆ストレスチェック実施に関する規程の雛形を準備しておりますので、ご希望がありましたらご一報下さい。

◆スタートしたばかりの制度ですので、ストレスチェックの実務に携わる方が実際に受検してみて、改善点等を検討するのもよろしいのではないでしょうか。

（筆者：古谷野）

お知らせ

当事務所の年末年始休暇は、下記のとおりとなります。ご不便をお掛けしますが、宜しくお願ひ致します。

12月29日（火）～1月4日（月）⇒ 1月5日（火）から平常通りの業務となります。

皆様方のご厚情に深く感謝申し上げます。来年も宜しくお願ひ申し上げます。

自然との共生



10月から11月の始めにかけて足尾の細尾峠からの禅頂行者道「薬師岳・地蔵岳・夕日岳」を歩いてきました。

静かで訪れる人も少なく遅い紅葉を眺めながらの山歩きを満喫してきました。私の大好きなコースで、日光連山がとてもきれいでました。



わたしのひとこと

今年もアッという間に 1 年が過ぎ、新しい年を迎えるようとしています。振り返ってみれば、顧問先である若手社長様の訃報、尊敬していた諸先輩との別れなどが重なり、励ましも手助けもできない悲しみが多くありました。あれこれと考えながら山歩きをし、自然の美しさに慰められ、花・雲・空気等に出会うことで明日への元気を取り戻し、急速に変化していく時代を甘受しながら師走を迎えてます。次々に行われる改正に戸惑いながらも、当事務所も士業の法人化を 4 月に行い、マイナンバー制度開始に伴い、一層のセキュリティ対策もようやく完了したところです。

今更なのですが、心身ともに健康で年を積み上げていくことを願っています。また、何事にも努力を惜しまず挑戦していく所存ですので来年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。一年間のご厚情に対し深く感謝申し上げます。どうぞよいお年をお迎えください。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します
社会保険労務士法人 鍋島事務所



〒321-0923 宇都宮市下栗町 2750-2

TEL : 028-635-9752 FAX : 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail : nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

